



【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、インジウム化合物等に係る有害物ばく露作業報告の件数が分かれば、御教示下さい。

○ 厚生労働省の説明

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第95条の6に基づき、インジウム及びその化合物、エチルベンゼン又はコバルト及びその化合物を年間500kg以上製造し、又は取り扱う事業場からそれぞれ計38件、434件（塗装作業のみ）、296件の有害物ばく露作業報告が提出されている。